

市民憲章とは...?

京都市市民憲章は、私たちのまち・京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、昭和31年に市民の皆様の手により制定されました。今日まで住みよいまちづくりのために大切にしたいみんなの約束ごととして大きな役割を果たしています。市民憲章は全国600以上の都市で制定されていますが京都市の市民憲章が日本で最初にできた市民憲章と言われています。

つまり市民憲章とは

まちをよりよく、もっと好きになるために大切にしたいみんなの約束ごとです。

声に出して読んでみよう!

京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

わたくしたち京都市民は、

- 1. 美しいまちをきずきましよう。
- 2. 清潔な環境をつくりましよう。
- 3. 良い風習をそだてましよう。
- 4. 文化財の愛護につとめましよう。
- 5. 旅行者をあたたかくむかえましよう。

五箇条と言われる5つの約束ごとで定められているよ。

昭和31年5月3日制定

この市民憲章を日々の暮らしに生かし、より具体的な行動につなげていただくため、毎年「京都市市民憲章推進協議会」で定めた「推進テーマ」と5つの「実践目標」とともに、身近に取り組むことができる「行動例」を紹介しています。「市民力」「地域力」などのあらゆる京都の力を合わせて、明るい未来を切りひらき、「京都に住んでいてよかった」と感じる魅力あふれるまちづくりを進めていきます。

歌ってみよう!

市民憲章が制定された頃、市民憲章の歌は市内の小学校で歌われていました。楽譜を見てみんなで歌ってみましょう。

あかるく

京都市市民憲章の歌

波谷 光明 作曲



1. うつくしい まちを きずきましよう
2. せいけつな かんきょうを つくりましよう
3. よいふうを そだてましよう
4. ぶんかざいの あいごに つとめましよう
5. りょこうしゃを あたたかく むかえましよう

京都市市民憲章 平成28年度 5つの実践目標

平成28年度テーマ：文化の都・京都から、日本の心を世界に伝えよう

1

自然やまちの美観を守り、
緑豊かな美しいまちにしましょう。

家の周辺や道路などの掃除を心がけ、ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
また、緑豊かなまちのために、緑化活動に取り組もう。



2

「しまつのこころ」を大切に、
環境にやさしい暮らしを実践しましょう。

エコバッグやリユース食器の使用や、冷暖房の節電を意識するなど、
地球にやさしい暮らしを意識しよう。まずは、ごみを減らすところから。



3

地域のつながりを大切にしながら、
安心・安全で健康に暮らせるまちをきずきましよう。

町内会や地域活動に積極的に参加して、ご近所付き合いを深めよう。
災害への備えをしっかりとし、いざという時は互いに助け合おう。



4

世界に誇る京都の文化や伝統を
大切に守り伝えましよう。

京都にたくさんある文化財や伝統文化、歴史を見て、触れて、体験してみよう。
次の世代まで守り、世界へ発信していくことも大切な役目。



5

京都ならではの「おもてなし」を実践し、
京都の魅力を世界中の人に伝えましよう。

国内外からたくさんのお客さんが訪れるからこそ、京都らしいおもてなしを。
道案内や観光案内をして、あたたかくサポートしよう。



（できることから始めよう!）

今日からはじめる行動例（できることをチェックしてみよう）

- | | | |
|--|--|--|
| ☐ ごみやたばこの吸殻等の
ポイ捨てをしない。 | ☐ 使いきり、食べきり、水ぎりの
「生ごみの3きり運動」を心がける。 | ☐ 和装や京都の食文化に親しむ。 |
| ☐ 身近な公園や街路樹などの緑を育てる。 | ☐ 公共交通機関を利用する。 | ☐ 伝統文化の鑑賞など、
文化への理解を深める。 |
| ☐ マイバッグ、マイボトルなどの
エコグッズを使用する。 | ☐ 町内会に参加するなど、
地域とのつながりや交流を大切にする。 | ☐ 京都の魅力を
国内外から訪れる人に伝える。 |
| ☐ 日常的な門掃きを心がける。 | ☐ 災害への備えをしっかりと行い、
災害時には互いに協力し合う。 | |
| ☐ 歩きながら携帯電話を使用しないなど
携帯電話のマナーを守る。 | | |

その他の行動例については

京都市市民憲章 検索